

令和7年度 特定計量器（はかり）定期検査

1 実施期日、場所及び区域

期日			場所	区域
6月2日	月	10:00～11:30	玉島児童館	玉島地区
		13:30～15:00		
6月3日	火	10:00～11:30	穂井田小学校	
		13:30～15:00	玉島北公民館	
6月4日	水	10:00～11:30	沙美小学校	
6月5日	木	10:00～11:30	玉島南小学校	
		13:30～15:00		
6月6日	金	10:00～11:30	玉島東公民館	
		13:30～15:00		
6月9日	月	10:00～11:30	柏島小学校	
		13:30～15:00	玉島西中学校	
6月10日	火	10:00～11:30	上成小学校	
		13:30～15:00	玉島公民館 長尾分館	
6月11日	水	10:00～11:30	玉島支所	
		13:30～15:00		
6月12日	木	10:00～11:30		
		13:30～15:00		
6月16日	月	10:00～11:30	本荘小学校	児島地区
		13:30～15:00	赤崎小学校	
6月17日	火	10:00～11:30	琴浦南小学校	
		13:30～15:00	児島公民館 稗田分館	
6月18日	水	13:30～15:00	下津井公民館	
6月19日	木	10:00～11:30	市立倉敷翔南高校	
		13:30～15:00	郷内公民館	
6月20日	金	10:00～11:30	琴浦西小学校	
		13:30～15:00		
6月23日	月	10:00～11:30	琴浦東小学校	
		13:30～15:00		
6月24日	火	10:00～11:30		
		13:30～15:00		

6月25日	水	10:00～11:30	児島支所	
		13:30～15:00		
6月26日	木	10:00～11:30		
		13:30～15:00		
7月1日	火	10:00～11:30	船穂支所	船穂地区
		13:30～15:00		
7月14日	月	10:00～11:30	玉島支所	玉島地区
		13:30～15:00		
7月16日	水	10:00～11:30	児島支所	児島地区
		13:30～15:00		
7月17日	木	10:00～11:30	本庁検査室	玉島地区 児島地区 船穂地区
		13:30～15:00		
7月18日	金	10:00～11:30		
		13:30～15:00		

2 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 実施機関

倉敷市指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会